

# 第2編 東京都教育委員会の 危機管理

## 第1章 緊急時の連絡体制

## 第2章 教職員の参集

- 1 非常配備態勢と特別非常配備態勢
- 2 非常配備態勢の発令基準
- 3 特別非常配備態勢のイメージ図
- 4 教職員参集態勢

## 第3章 指示系統

## 第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

## 第5章 ヘリサインの設置



## 第1章 緊急時の連絡体制

## 1 災害時の連絡

災害時における的確かつ迅速な応急対策を講ずるためには、緊密な連絡体制の確保が重要である。

このため、本庁、事業所及び都立学校における職員の迅速な連絡手段として、デジタルサービス局が委託する全庁安否確認サービス（エマージェンシーコール）を導入している。

あわせて、TAIMSによる連絡、固定電話、SNS等のソーシャルメディア、統合型学習支援サービスの活用など、複数の連絡手段を重層的に活用することとする。

## 2 連絡手段・方法

## (1) TAIMSの活用

TAIMS（東京都高度情報化推進システム：都庁の全庁的な情報ネットワーク）は、次の特長を有する連絡手段である。

①一般のプロバイダーとは異なり、都庁関係者のみが利用するため、災害時に一斉にメールが集中しても、サーバーがダウンする可能性が低い。

②Excel、Word、写真等のファイルを添付できることから、電話が不通となった場合でも、詳細な状況の連絡・報告が可能である。

なお、停電時には、外部との連絡及び情報収集用端末の運用のため、非常用発電機を活用する。

## (2) 全庁安否確認サービス（エマージェンシーコール）の活用

全庁安否確認サービスは、次の特長を有する。

①震度6弱以上の地震が発生した場合、登録者全員を対象に安否確認連絡が自動的に発信される。

②携帯電話のメールや専用アプリを利用できるため、自宅や外出先においても安否確認連絡を受信できる。

③職員の安否情報と併せて、被害状況の収集が可能である。

## ※ 全庁安否確認サービスの概要

①TAIMSメールアドレスが、都の内部認証システムから自動で登録される。

②各職員の緊急時連絡先（私用のメールアドレス）は、各職員が自ら登録するものとし、登録したメールアドレスは、原則として人事異動後も引き継がれる。

③安否確認連絡は、全庁一律で自動発信され、未回答者に対しては自動的に再送信される。

④サービスに関する問い合わせは、各教職員が専用の問合せフォームを通じ、委託業者が設置するヘルプデスクに対して行うことができる。

（参考）問合せフォームへのリンク

<https://helpfeel.com/infocom-emctokyo-faq/>

⑤本サービスは、能登地震等の自然災害の頻発を踏まえ、迅速な安否確認体制を構築するとともに、従来、各局が個別に運用していた安否確認サービスを全庁共通化することを目的として導入されたものである。



(用語解説)

※1 学校危機管理担当者（教職員）

都立学校の校長は、夜間・休日の発災に備え、学校から概ね5 km以内又は学校周辺に居住する教職員の中から、複数名を「学校危機管理担当者」として指定する。

学校危機管理担当者は、夜間・休日等に災害が発生した場合には、まず自宅及び家族の安全を確認した上で、速やかに学校へ参集し、情報収集を行うとともに、関係機関及び保護者等との緊急連絡に当たる。

※2 地域緊急連絡員（地域住民）

都立学校の校長は、夜間・休日の発災に備え、PTA、学校運営協議会、地域の防災市民組織又は自治会等と協議の上、「地域緊急連絡員」を選出する。

地域緊急連絡員は、発災時には速やかに学校へ駆けつけ、学校危機管理担当者と連携し、都立学校の初期の危機管理活動を支援する。

学校の門扉が施錠されている場合にはこれを開放し、避難住民を校庭に集合させるとともに、学校教職員及び区市町村職員に協力して、情報収集及び緊急連絡等に当たる。

## 第2章 教職員の参集

東京都教育委員会災害対策要綱（※1）及び東京都地域防災計画（※2）に基づき、教職員等は、非常災害の場合において、自宅及び家族の安全を確認した上、次のとおり参集しなければならない。

### ※1 東京都教育委員会災害対策要綱

東京都災害対策本部が設置された場合等、災害時における教育庁本庁・事業所・学校の体制や教職員の参集、指示系統、災害応急対策等を定めた行動基準

### ※2 東京都地域防災計画

都・区市町村・関係機関が連携し、災害の予防から復旧までを行うための東京都全体の防災計画。震災編・風水害編・火山編・大規模事故編・原子力災害編からなり、災害対策基本法に基づき、東京都防災会議が策定する。

## 1 非常配備態勢と特別非常配備態勢

東京都では、災害が発生した場合、発災初期における迅速かつ的確な対応を図るため、災害の規模や被害状況等に応じて、配備態勢を発令している。このうち、教育庁本庁、事業所及び都立学校が対応する配備態勢としては、「非常配備態勢」、「災害即応態勢」及び「特別非常配備態勢」の3種類があり、それぞれの態勢に応じて、参集体制や対応内容が定められている。（次ページ参照）

### (1) 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたときに発令する。なお、学校においては、学校本部長（校長）が必要と認めた場合、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

#### 【適用する災害】

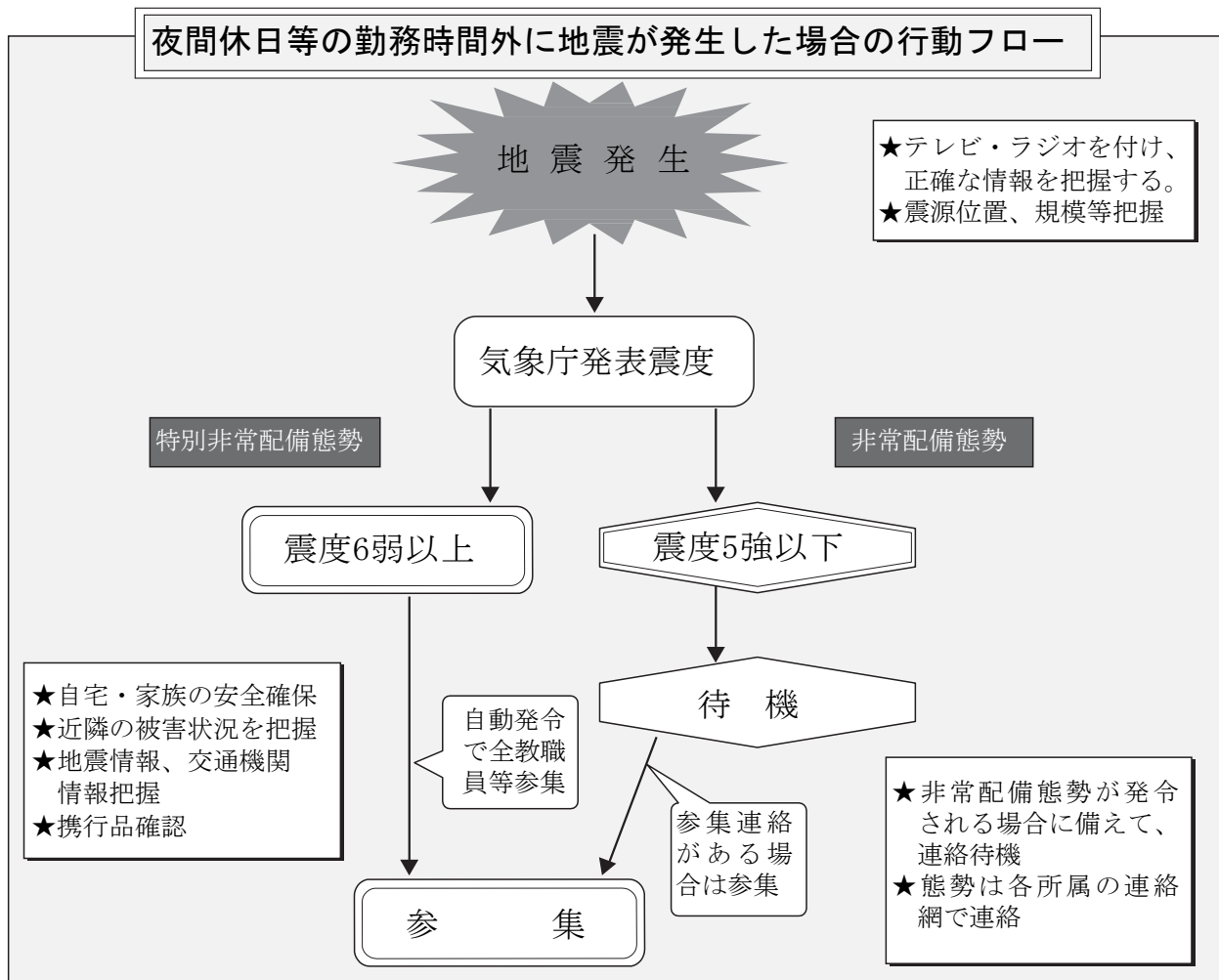
- ・勤務時間内に発生した地震
- ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- ・島しょ地域で発生した地震
- ・風水害、火山災害
- ・大規模事故災害等

### (2) 災害即応態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、**震度5強の地震**（島しょ地域を除く。）が発生した場合に発令する。**危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。**

### (3) 特別非常配備態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、震度6弱以上の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。発令形式は、自動発令とする。



**※災害即応態勢**

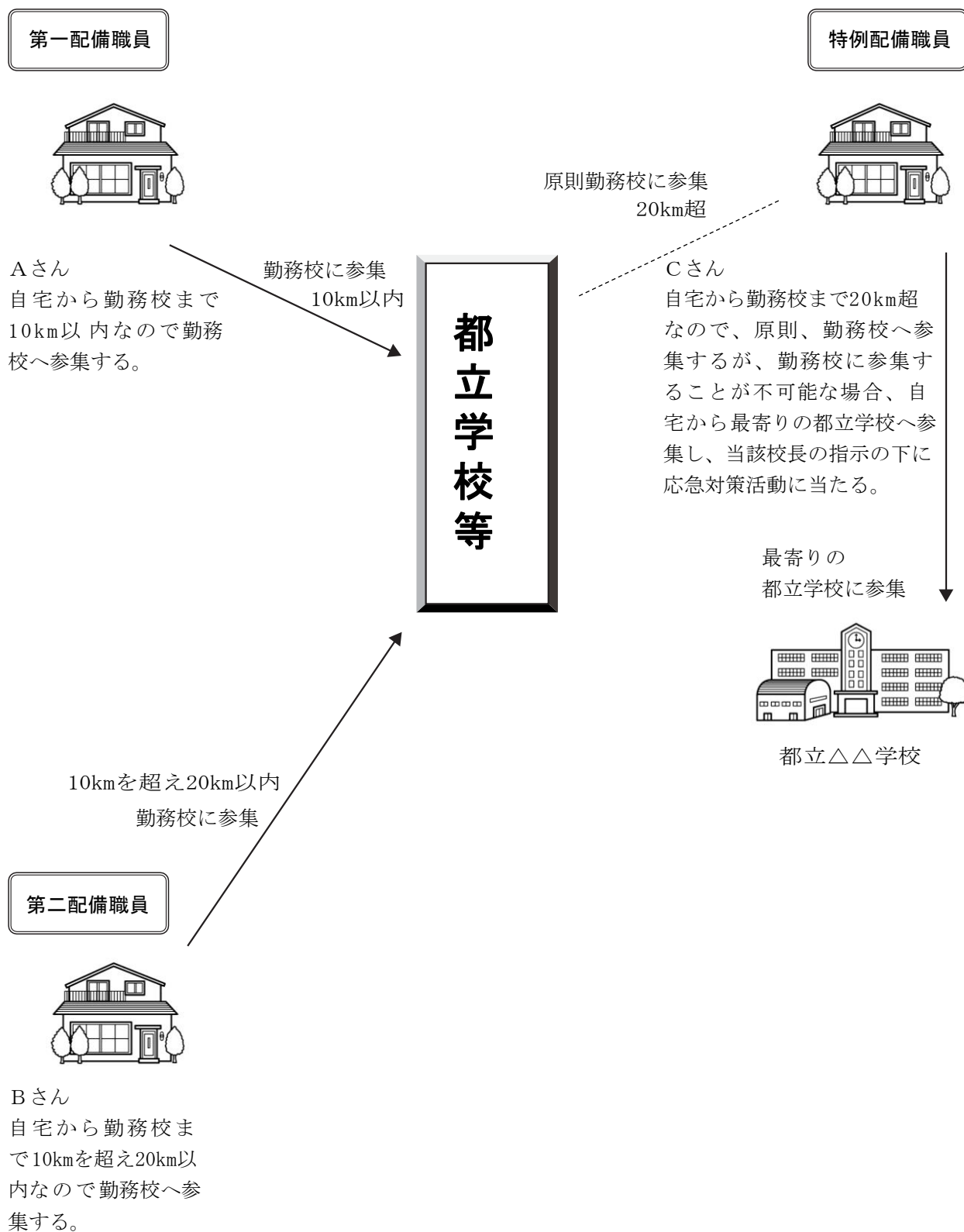
夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。危機管理主管部課長等（本庁）、管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。

2 非常配備態勢の発令基準

種類	発令要件	発令形式	態勢の内容																						
非常配備態勢	被害その他の状況により、校長が必要と認めたとき。 (適用する災害) ・勤務時間内に発生した地震 ・勤務時間外に発生した震度5強以下の地震 ・島しょ地域で発生した地震 ・風水害、火山災害 ・大規模事故、原子力災害 ・Jアラート ・テロ、新興感染症(SARS、新型インフルエンザ)、その他	個別発令(注)	災害の種類に応じて、校長がその都度定める態勢  ※勤務時間内に震度6弱以上の地震(島しょ地区を除く。)が発生した場合は、全員が非常時優先業務に従事する。																						
災害即応態勢	夜間・休日等の勤務時間外において、震度5強の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	危機管理主管部課長等(本庁)、管理職及び危機管理担当者(学校)は参集する。																						
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間以外において、震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	全職員の一斉参集による態勢(東京都災害対策要綱)  (配備職員の区分) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備職員</td> <td>発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備職員</td> <td>所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。</td> </tr> <tr> <td>特例配備職員</td> <td>原則は所属組織へ参集するが、勤務地へ参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校に参集し、当該校長の指示の下に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。</td> </tr> </tbody> </table> (配備職員の指定基準) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">当該職員が所属の発災から72時間までの役割</th> <th style="width: 25%;">居住地から勤務地までの距離</th> <th style="width: 25%;">配備職員の指定区分</th> <th style="width: 25%;">参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する</td> <td>10km以内</td> <td>第一配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>10km超 20km以内</td> <td>第二配備職員</td> <td>当該職員の所属</td> </tr> <tr> <td>20km超</td> <td>特例配備職員</td> <td>原則、当該職員の所属。勤務地への参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校</td> </tr> </tbody> </table> ※特例配備職員については、原則として当該職員の所属へ参集するが、勤務地への参集が不可能な場合は、最寄りの都立学校に参集して非常時優先業務に当たる。 ※また、第一配備職員及び第二配備職員であっても、道路の被害状況等によって所属への参集が困難となった場合は、その地点から直近の都立学校等に参集して当該校長の指示の基に非常時優先業務に当たる。なお、その際には自らの所属にその旨を連絡する。	区分	役割	第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。	第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。	特例配備職員	原則は所属組織へ参集するが、勤務地へ参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校に参集し、当該校長の指示の下に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。	当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所	全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属	20km超	特例配備職員	原則、当該職員の所属。勤務地への参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校
区分	役割																								
第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。																								
第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。																								
特例配備職員	原則は所属組織へ参集するが、勤務地へ参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校に参集し、当該校長の指示の下に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。																								
当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所																						
全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属																						
	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属																						
	20km超	特例配備職員	原則、当該職員の所属。勤務地への参集が不可能な場合には、最寄りの都立学校																						

(注) 個別発令とは、災害の種類や被害の状況等に応じて、その都度、校長が態勢の内容を具体的に定めて行う発令をいう。また、夜間・休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生した場合は、災害対策本部が自動的に設置されるものとし、非常配備態勢についても本部の自動設置に連動して発令される(自動発令)。

### 3 特別非常配備態勢のイメージ図



#### 4 教職員等参集態勢

震度6弱、震度5弱、震度4以下の三つの場合に分けて示す。

(1) 震度6弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき。

	状況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋 コンクリート 建造物	ライフ ライン	地盤
被害の 程度	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルやガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い建物等では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い建物等でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物等は、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い建物等でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度5弱に同じ。震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い範囲で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。通信事業者により災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れが生じることがある。
実 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成23年3月の東日本大震災では、東京都で震度5強を記録した。人的被害は、九段会館における天井落下や町田市内のスーパー駐車場の壁崩落等により7人が死亡した。物的被害としては、都内において前記のほか、32件の火災が発生した。また、浦安市では、液状化により道路陥没や地盤沈下による建物の傾き等の被害が発生した。</li> <li>● 学校では人的被害は発生しなかったものの、施設面では①窓ガラスの破損、②体育館照明の不具合、③渡り廊下接合部の破損等が確認された。ただし、これらの被害は軽微なものであった。</li> <li>● また、島しょを除く全ての都立学校で災害時帰宅支援ステーションを開設し、約6,000人の帰宅困難者と約8,500人の児童・生徒等を保護した。</li> <li>● 令和3年10月7日の千葉県北西部を震源とする地震では、足立区で震度5強、大田区及び町田市で震度5弱を記録した。人的被害は重症1名、軽傷4名であったが、死者は発生しなかった。ライフラインについては、停電は発生せず、一部地域で水道管の破損による漏水が確認されたものの、ガス及び通信関係の被害はなかった。また、都内3か所において一時滞在施設を開設し、53名を受入れた。</li> </ul>						
対 応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員は、あらかじめ所属において定められた参集態勢に基づき、自宅及び家族の安否を確認した上で、特段の指示や連絡を待つことなく勤務する学校に参集する。</li> <li>2 参集した教職員は、人的被害及び物的被害の有無について点検を行うとともに、必要な緊急対応を実施し、その状況を速やかに報告する。</li> <li>3 管理職は、被害状況や対応の必要性を踏まえ、必要に応じて教職員に応援を求めるものとする。</li> </ol>						

(2) 震度5弱が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

	状況	屋内	屋外	木造建築	鉄筋 コンクリート 建造物	ライフ ライン	地盤
被害の程度	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い建物等では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水・停電が発生することがある。電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況が起こることがある。エレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	亀裂や液状化が生じることがある。
対応	<p>1 物的被害が発生する可能性はあるものの、人的被害が発生する可能性は低いと想定される。</p> <p>2 震度5弱を観測した区市町村の区域内に所在する学校においては、管理職及び危機管理担当者が被害情報の収集に当たり、人的被害及び物的被害の有無について点検を行うとともに、必要な緊急対応を実施し、その状況を報告する。</p> <p>3 管理職は、被害状況や対応の必要性を踏まえ、必要に応じて職員に応援を求めるものとする。</p>						

(3) 震度4が、島しょを除く東京都内の一つ以上の区市町村において観測されたとき

対応	<p>1 震度4以下の場合には、人的被害及び物的被害が発生する可能性は低いと想定される。</p> <p>2 この場合、学校は参集態勢の対象外とする。</p> <p>ただし、児童・生徒等の安全確保は参集の有無とは別に最優先とし、始業前に施設・設備の安全点検を必ず実施するとともに、必要な緊急対応を行い、その状況を報告するものとする。</p>
----	---

<注意事項>

本基準は、あらかじめ参集の可否を判断できるよう示したものであり、必要最小限の参集態勢を定めたものである。したがって、これをもって十分な参集態勢を示すものではなく、実際の被害状況や学校の状況等に応じて、管理職の判断により柔軟に対応することが重要である。

### 第3章 指示系統

災害時には、通信手段の制限や情報の錯そうにより混乱が生じることが想定される中、迅速かつ適切な対応が求められる。災害時の都立学校においては、原則として校長が学校種別や被害状況、地域の実情等に踏まえ、速やかに事態を判断し、対応する必要がある。

このため、災害時の都立学校において、校長が判断すべき事項、学校経営支援センターが判断すべき事項及び本庁が判断すべき事項を次のとおり例示する。

なお、例示した事項のほか、本庁又は学校経営支援センターが特に必要と認める事項については、校長はその指示に従うものとする。

本庁から学校への指示は、原則として学校経営支援センターを経由して行うものとする。

※島しょ地域の都立学校については、発災時における円滑な支援及び情報共有を図るため、中部学校経営支援センターが都立学校への支援を行うとともに、現地の災害情報については、管轄区域内の教育庁出張所から同センター及び都立学校へ共有されることを基本とする。

ただし、迅速な指示や情報提供などが必要な場合には、本庁から学校に直接指示を行うことがある。

また、対応に急を要する場合には、学校から直接本庁に連絡するなど、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応するものとする。

なお、本庁や学校経営支援センター等と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が生じるおそれがあるときは、通信手段が回復するまでの間、下記の例示に関わらず、校長が判断し、対応するものとする。

校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校長等がその職務を代理する。

学校、学校経営支援センター及び本庁（島しょ地域の場合は教育庁出張所を含む）は、指示又は連絡を行うに当たっては、その内容について相互に情報共有を図るものとする。

#### 1 校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項

校長（職務代理者を含む）は、災害時において、学校の状況及び地域の実情等を踏まえ、主として次に掲げる事項について判断し、対応する。

- 校内における児童・生徒等の避難場所等の決定及び教職員に指示
- 学校災害対策本部の設置  
教育庁災害対策本部が設置された場合には自動的に設置する。
- 教職員の参集及び配備態勢の決定  
震度6弱以上の場合は自動参集とする。
- 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否の判断  
保護者と連絡が取れた児童・生徒等について、本庁から示される判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、家族構成及び自宅までの道路状況等を確認した上で判断する。
- 児童・生徒等の保護や帰宅困難者受け入れにかかる施設（一時滞在施設）利用の可否
- 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの開設・管理運営・閉鎖  
閉鎖に当たっては、本庁・学校経営支援センターと連携・調整する。
- 備蓄物資の配布に関する判断  
都立学校では児童・生徒等・教職員保護用のほか、災害時帰宅支援ステーション用、一時滞在施設用（指定された学校のみ）に係る資機材や物資等を備蓄している。発災時の状況を踏まえ、これらの備蓄物資を計画的に配布する。なお、避難所用備蓄物資の配布については事前に区市町村と調整しておく。

- 児童・生徒等のボランティア参加の可否  
避難所、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションの管理運営への参加について、避難住民及び帰宅困難者の受入れ状況並びに児童・生徒等の状況を考慮して判断する。
- 感染症等に罹患したおそれのある児童・生徒等、帰宅困難者等への対応  
感染の有無を明確に判断できない場合であっても、他の児童・生徒等又は帰宅困難者等から隔離した場所に避難させるなど、大量感染の防止に配慮する。
- 所属への参集が困難なため他校や本庁、事業所等から参集してきた教職員等の配置  
教職員の参集状況等を確認した上で、必要な業務に配属する。

## 2 学校経営支援センターが判断すべき事項

学校経営支援センターは、災害時において、学校の状況等を踏まえ、主として次に掲げる事項について判断し、対応する。

- 学校への応援職員の派遣・調整  
本庁への派遣要請、学校経営支援センター職員の派遣割振り、学校間における派遣調整等を行う。

## 3 本庁が判断すべき事項

本庁は、災害時における都立学校全体の対応方針を踏まえ、主として次に掲げる事項について判断し、指示する。

- 校長の判断に関する基準の提示  
一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の保護及び帰宅に関する考え方等
- 教職員の職場待機・解除の指示  
震度6弱未満の場合に、総務局人事部から全教職員へTAIMSメールで送信される指示を含む。

## 第4章 校舎等（構造部材・非構造部材）の耐震対策

東京都は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正（平成18年1月26日施行）を踏まえ、地震による被害の半減を目指し、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成19年3月に「東京都耐震改修促進計画（以下「都計画」という。）」を策定した。

都計画では、消防署・警察署、学校、病院等の防災上重要な公共建築物について、重点的に耐震化を進めることとしており、令和6年4月1日時点でこれらの建築物の99.7%が耐震性を満たしている。

※消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」のとおり

一方、都教育委員会では、都立学校について、都計画の対象外となる建築物であっても、児童・生徒等が常時利用する棟については、安全確保を最優先として耐震化を進めてきた。その結果、平成22年度末までに全ての都立学校における耐震化を完了している。

また、都教育委員会では国庫補助金に加え、独自の財政支援及び人的支援を区市町村教育委員会に対して実施している。

さらに、児童・生徒等の安全確保に加え、地域の避難所としての役割を担う学校施設の機能を確実に維持するため、東日本大震災における被害状況を踏まえ、体育館、武道場、昇降口等の非構造部材<sup>※1</sup>についても耐震対策を進めている。特に、天井が高く、照明器具等の取付けや落下防止措置に不具合がある場合には、地震時に重大事故につながるおそれがあることから、都立学校全校において非構造部材の耐震化を図っている。

公立小中学校施設における非構造部材の耐震化については、都立学校で実施した専門家による点検の取組を紹介するなどにより、区市町村の取組を支援している。

また、学校は、施設を日常的に使用している立場から、施設・設備の不具合や危険箇所を早期に発見できる重要な役割を担っている。このため、文部科学省の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」<sup>※2</sup>（平成27年3月改訂版、平成31年3月追補版）に掲載されている点検チェックリストにより、日常のかつ定期的に点検を行うものとする。

点検の結果、異常が認められた場合には、「都立学校施設維持管理業務」に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に相談し、適切な対応を行う。

※ 1「非構造部材」・・・天井材、内装材、照明器具、窓ガラス、書棚等

※ 2「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

## 第5章 ヘリサインの整備

東日本大震災では、津波被害や道路の寸断等により地上からの災害対応が極めて困難となる中、機動性の高いヘリコプターによる上空からの災害活動が効果を発揮した。

震災時には、被災地上空から被害状況を迅速に把握するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる応急対策活動が行われる。ヘリサインは、避難所等の災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための目標表示として、応援航空部隊の円滑な活動を支える重要な役割を担う。

ヘリサインの整備に当たっては、平成22年4月に決定された「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準としている。

都立学校は、帰宅困難者の一時滞在施設や、区市町村との協定に基づく避難所等として指定されていることから、災害時には、ヘリコプターによる救急搬送や救援物資の搬送等が行われることが十分に想定されるため、原則として校舎屋上等にヘリサインを設置している。